

岡本の国会での答弁

177-参-内閣委員会-9号 平成23年06月16日

○谷合正明君 前半の答弁だけ聞いていたら私怒っていたんですけども、後半の答弁で本音が出てよかったなと思っているんです。

食事供与事業というのは一つの在り方です。別にこれで解決するとは思っていません、私も。しかし、現実には役所の書いた答弁の中では、いわゆる基礎支援金があるから今回それで食事供与事業というのがなくなると、基礎支援金が支給されているから生活できるんだという頭の整理になっているんですけども、それは現実じゃないですよ。だって、基礎支援金、今どれくらい支給されているんですか。六千件ぐらいでしょう。でも仮設住宅が三万戸です。これギャップがもう既に生じているわけですよ。おかしいんですよ、その理屈は明らかに。

このつなぎのための生活保障であったり、そうしたことを考えていくのが私は政務官の仕事であると思っています。だから、政務官には、現行の制度を柔軟にやっただけでは無理であれば、新しい制度をつくっていくべきだと思う。それをやらなきゃ、何のために被災者支援の担当で現地に行って政務官としてやっているか、私は分からないですよ。そのことをしっかりやっていただきたい。

そして、次に生活保護の話でございます。

震災による生活保護世帯が五百四十九世帯でしょうか、三月十一日以降発生したということですが、今後この生活保護も増えることは想定されます。予算のこの積み増しということが必要ではないかと思いますが、厚労省としてはどうなんでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) 御指摘の生活保護費につきましては、毎年度、直近の生活保護の動向等に基づいて所要額を計上して、それを予算化しているわけでありまして、平成二十三年度当初予算においては国庫負担金として二兆五千六百七十六億円を計上しておるところでございます。

今回の震災によって、今委員から御指摘の、新たに生活保護を必要とする方が出てくるのではないかと御指摘はいただいておりますが、どの程度増加をするかは現時点ではまだ把握することができませんし、今後、生活保護の動向には十分注意を払い、必要な対応を取っていかねばならないと考えております。

○谷合正明君 先ほど熊谷委員の方からも御指摘がありましたけれども、生活保護のこの負担なんですね。通告では直接はしなかったですけども、要するに、被災地域においては全額国で負担してもらえないかという声があるわけですね。

これまでは東京、大阪とかそういう大都市における生活保護という問題があったと思う。だけど、この東北の被災地で、特に財政力の弱い自治体が今までにないようなケースで生活保護の申請が増えてくると考えれば、今回、震災特区で被災地域における生活保護は全額国費で見るとか、そういったことも検討課題としてやっていくべきじゃないかなと私は思うんですが、これ、岡本政務官でいいですか。

○大臣政務官(岡本充功君) 各地からそういう御要請いただいております。

今、全体的には生活保護制度の在り方について国と地方の協議を始めまして、本年八月末ぐらいを一つのめどとしてその協議取りまとめたいと思っています。その中ではいわゆる国庫負担の在り方ということについての議論は直接はなされておませんが、しかしながら、今委員から御指摘の、被災地においてはどうなのかという御意見も出てくるのは当然想定をされます。

現実的には、この地方負担の部分もいわゆる交付税で見ている部分が相当程度ありまして、とり

わけ財政力の弱い自治体においては当然そういう対象になるわけですが、財政力がこれまで強かった自治体、何らかの理由によって財政力が良かったところについては当然負担をしていただいていたわけでありますから、そういうところからはまた改めてそういう御要請があればそれについて省内で検討していく必要があるのかとは思いますが、現時点において直接的にそういう御要請を受けているというような状況には、財政力の強いところからそういう要請を受けているというわけではありません。

○谷合正明君 今、財政力の弱い小規模な自治体等からはそういう声はもう実際上がってきております。日弁連なんかもそういう声明を出されております。

生活保護との関連で申し上げますと、私は以前この内閣委員会で、生活保護というのは確かに最終的なセーフティーネットなんですけれども、いろいろ条件がやっぱりありますよね、資産要件だとか、車を持っていたら駄目だとか、結構ハードルがあると思うんですね。

今回、被災地域に限って見ますと、被災者向けの生活保護とはちょっと別の生活支援制度というのがあっていいんじゃないかなとは思っております。実際に被災地では生活保護を申請することに抵抗感もあるというふうに聞いております。今回の厚労省が出してきたデータでは、現役世代の生活保護の受給、被災地域では現役世代の受給者が増えたということが報告で上がっております。それらを勘案すると、潜在的な生活保護を希望する世帯、多いんじゃないかなというふうに私は思っております。

以前、大塚副大臣は検討しなければならないというふうに、この私の提案に対して検討しなければならないと答弁されているんですが、その後、省内でどのように検討されているのか、伺います。

○大臣政務官(岡本充功君) 委員が四月の二十一日のこの内閣委員会で御質問されて、三宅島噴火の際の東京都の事業についてのお話をされたということは承知をしております。

その際にもお答えをしたとおりでありますけれども、東京都が独自事業として実施をしたいいわゆる生活保護に至る手前での生活再建が可能となるような事業、これが国でできないかというような御趣旨であろうというふうに思いますが、現実的には様々な今制度が走っておりまして、例えば金銭面での支援にとどまらず、住居の確保や被災された方の雇用創出、それから就労支援など、こういった取組をしています。

五月に成立させていただきました補正予算でも、更に雇用保険の期間、それから雇用調整助成金の期間やその要件等の緩和を含む一段の弾力化をしておったり、そういう様々な施策を実施をしているところでありまして、こういったところのまさに運用具合を見ていくということが必要で、まさに委員からそういう御指摘を受けつつ、我々として検討して、現在様々な取組を行っているということで御理解をいただきたいと思っております。

○谷合正明君 検討したんだかしていないんだかよく分からないですけれども、要するに厚労省がいろいろやってきていることは、それはそれで分かっています。いろんな雇用政策であるとか住宅支援であるとか、それは分かっています。できることは全てやるということが、大塚副大臣もそのとき答弁していたんですけれども、できることは全てやるということの中に私が申し上げたような制度というものも当然検討しなきゃいけないんだと。

現に、生活保護とは何か別建ての生活支援制度が欲しいんだという声が上がってきているわけですよ。やっぱりどこかに今やっている政府の被災者支援制度ではまだ漏れがあるんだと、そういう認識の下で動いていかないと、現行制度やっています、やっていますだけじゃやっぱりギャップが出てくると私は思っておりますので、よろしくお願ひします。

生活保護に関して更に質問しますと、最近の報道で、義援金等が入ってきて収入認定になって生活保護が打切りになるケースが相次いでいるという報道が出ております。これは厚労省が、通知でいいのかな、各都道府県、指定都市、中核市あてに出しておりますが、最後の方に、2の(2)に第一次義援金のように云々のところでは、これは包括的に一定額を自立更生に充てられるものと

してと書いてあるところがあって、要するに義援金等は収入認定しなくて結構ですよという趣旨だと私は受け止めているんですが、どうなんですか、今の報道と現実、どうなっているんですか。

私は、義援金というのは、生活基盤の回復や被災したこと自体に対する慰謝や弔慰として支給されるものであって、収入認定になじむようなものじゃないと思うんですよ。だから、曖昧な通知を出すよりは、義援金は収入認定しないと、第一次義援金は収入認定しないと、はっきりとしたことをやった方がいいんじゃないですか。

○大臣政務官(岡本充功君) 来る義援金の金額に、したがってよるんだと思います。だから、自立更生計画を立てて、その計画で必要とされるお金を見た上で、それよりももっと高く、だから義援金とか、今後東電の賠償とか、どれだけのお金が出るかはちょっとまだ決まっていませんが、その金額の多寡で決まっていくというのが、まさにこの通知その中でも、包括的に見てもいいですよというのがこの委員御指摘の、五月の二日ですか、出させていただいた通知でありまして、そういう意味では他から得る所得と自立更生計画で必要とされる金額を比較をした上で決めていくということになるんだと思います。

○谷合正明君 いや、何かそこがしっくり来ない部分があるんですよ。やっぱり義援金の性格は、まさにこれ税金とまた違って、全国からの善意で寄せられたものでございまして、私は一次義援金と最初に申し上げたんですけれども、その金額の範囲であれば収入認定しないということをやはり明確にメッセージとして打ち出すべきじゃないかなと。おっしゃるところは分かりますよ。だけど、それは制度を運用する側の理屈であって、何となくやっぱり被災者の立場に立っていないんじゃないかなと私は思うわけです。

ですから、この厚労省の通知と反するような事例がないように、自治体等へそういった事例がないようなことを厳格にやっぱり徹底的に指導していただきたいというのが私の思いでございます。

○大臣政務官(岡本充功君) 個別具体的な話はなかなかお話しできませんが、実際にどういう事例が今回保護の停止に至ったのかという話を、保護の廃止ですね、至ったのかということをやっと聞き取りました。

正直申し上げますと、義援金だけであれば保護の廃止にならなかった世帯もあります。義援金に併せて東京電力からのいわゆる仮払金ですか、補償金ですかが出て、足し合わせていくと金額が大きくなってくると、こういうような話でありまして、委員御指摘の、今回福島県でのケースなんかでは、義援金のみをお受け取りになられた場合であれば保護の廃止にならなかったであろうと思われるケースもありますので、義援金が出たことイコール保護の廃止になっているというわけではないということも御理解をいただきたい。

そういった意味で金額の比べという、補償金がたくさんこれから出てくるということになれば、当然保護の廃止になる方が出てくるということも御理解いただきたいと思います。